

令和 6 年度神戸市防災会議（第 3 回）

日 時：令和 7 年 2 月 27 日（木） 14：00～15：00

場 所：神戸市役所 1 号館 14 階 大会議室

次 第

1. 開 会

2. 会長（市長）挨拶

3. 議 題

（1）報 告

神戸市防災会議（第 2 回）の議事要旨と意見照会書の結果

【資料 1】

（2）議 事

① 神戸市災害対策総点検の取り組み状況等

【資料 2】

② 令和 6 年度神戸市地域防災計画・水防計画の改定

【資料 3】

（3）その他

今後のスケジュール

4. 閉 会

令和 6 年度神戸市防災会議（第 2 回）議事要旨と意見照会書の結果

1. 開催概要

- (1) 日 時：令和 6 年 11 月 11 日（月） 14：00～15：00
- (2) 場 所：神戸市役所 1 号館 14 階 大会議室
- (3) 出席者：全 55 名（市長（会長）、副市長（副会長） 3 名、委員 51 名）出席
- (4) 内 容
 - ① 報 告
 - ア．神戸市防災会議（第 1 回）の議事要旨と意見照会書の結果
神戸市災害対策総点検の各項目について、委員より頂いた意見の報告を行った。
 - イ．能登半島地震の課題等を踏まえた神戸市災害対策総点検の進捗等
「11 の点検項目」および「16 の主な検討方策案」を「5 つの柱」と「15 項目の今後の取組み」に再編し検討を進めていることを報告した。
 - ② 議 事
神戸市災害対策総点検等を踏まえた今後の防災対策について

2. 議事要旨

主な意見

- (1) 市の初動・応急体制の強化
 - 区の防災担当者の設置
災害時だけでなく、平時からの顔が見えるつながりが重要であり、区職員はキーパーソンとなる。区に防災の専任の担当者を設置し、平時から地域との信頼を構築してほしい。
- (2) 被災者支援・要援護者対策の推進
 - 被災者支援事業を取りまとめる体制づくり
総点検の全ての項目が被災者支援に関することなので、個々の事業を連携して推進できるよう「被災者支援班」等、共通して議論ができる横断的な体制づくりが必要
 - 要援護者対策について
関係局が連携し、個別避難計画の策定を続けていく必要がある。平常時と災害時をつなげて考えるような取り組みを進める必要がある。
- (3) 新たなテクノロジーの活用と災害用リソースの確保
 - あらゆる人に情報が届く仕組みづくり
障害者、外国人などあらゆる方にきめ細かい情報の届け方が実現できるよう、新たなテクノロジーをより活用してほしい。
- (4) その他
 - 民間企業や市民への協力を項目として明確化する
市として取り組むことだけでなく、地域や市民、企業の方にも協力をいただくべきことも項目として出していくとよい。

○災害時における医療機関に対してのボランティア派遣

病院を開院できるよう、泥の撤去のため、社協にボランティア派遣を要請したが、一般住宅にしか派遣できないと断られた事例がある。制限があるなら緩和を検討してほしい。

3. 意見照会書等での意見

- (1) 市の初動・応急体制の強化
 - ・ 職員参集のための環境づくりが必要だと感じる。(職員の子ども用の保育士の確保など)
 - ・ 何のために「連携強化」するのか、関係局が共通認識を持っておくべきである。
- (2) 安心・健康に過ごせる避難所づくり
 - ・ 日常から地域の中で顔の見える関係をつくり、その人が避難所の中心的役割を果たすことが理想だと思う。
 - ・ キーボックス、避難所開設キットなど良い施策だと思うが、こういった行政の資材を利用する地域の関係づくりが重要だと感じる。
- (3) 備蓄物資の確保と適切な維持管理
 - ・ 市民が自宅で避難できるよう、各家庭に避難グッズの備蓄を促進していくとよいと思う。
- (4) 被災者支援・要援護者対策の推進
 - ・ 様々な国の手話（通訳者）をそろえるとよいのではないか。
- (5) その他
 - ・ 地域で災害対応に対する予備費を設け、平時より活動していくべきではないかと感じる。
 - ・ 防災福祉コミュニティを組織しているどの団体にも属さない人もいる。防コミの枠を広げていく必要がある。企業、学生なども巻き込んでいけるとよいのではないかと。

【資料2】

BE KOBE
震災30年を
未来につなぐ

震災30年を迎えて

「神戸市防災の今後の取組み～想定外を想定内に～」

2025年2月27日

神戸市

神戸市防災の今後の取組み

【趣旨・目的】

令和6年能登半島地震で顕在化した初動・応急期の課題に加え、阪神・淡路大震災後の経時的な社会情勢の変動やテクノロジーの進展等も踏まえて、特に初動・応急期にかかる本市の災害対策について、現在、全庁的に「総点検」を実施している。

この総点検の取組みを、本市災害対策の実効性確保と災害レジリエンスの強化に確実につなげていく。

様々な課題に対して、様々な手法で対応していく

人口減少社会に適用する防災のあり方

《激甚化、頻発化する豪雨災害》

《発生が危惧される南海トラフ地震》

- 地域防災の担い手不足
- 地域コミュニティの希薄化
- 限られたリソース（人員、資機材等）
- 震災経験職員の減少
- 求められるきめ細かな被災者対応

- ✓ 地域防災への新たな支援の導入
- ✓ 外部人材の積極的活用
- ✓ 新たな被災者支援の仕組みの構築 等

先進技術を取入れた更なる安全・安心

- ✓ 新たなテクノロジーの積極的活用
- ✓ 防災DXの推進
- ✓ 他都市先進事例等の調査・導入
- ✓ 専門機関との連携（東大、防災科研等） 等

被災しても元の生活へすみやかに戻れる、対応力・復元力のある都市の実現
～災害に強い「レジリエントな都市」を目指して～

総点検を踏まえた神戸市防災の今後の取組み全体像

総点検での5つの柱

市の初動・応急体制の強化	1. 職員参集・動員及び避難情報にかかる諸制度の見直し 2. 市職員退職者、外部人材等の効果的な活用 3. 区の防災体制の強化
安心・健康に過ごせる 避難所づくり	4. 地域防災の取組みへの効果的な支援 5. 避難所の迅速な開設と円滑な運営 6. 避難所の良好な居住環境等の確保 7. 避難者情報の効率的な把握と適切な対応
被災者支援・要援護者対策 の推進	8. 災害ケースマネジメントの仕組みの構築 9. 市保健医療福祉調整本部による迅速かつ効果的な支援 10. 災害時要援護者の整理と支援の一層の推進 11. 福祉避難所の機能強化
備蓄物資の確保と適切な 維持管理	12. 神戸市備蓄計画の策定と備蓄物資の適切な維持管理
新たなテクノロジーの活用 と災害用リソースの確保	13. 防災行政無線の高度化、防災・減災の先進事例等の調査・導入検討 14. ドローン等の効果的な活用 15. 新たな資機材の導入

1. 職員参集・動員及び避難情報にかかる諸制度の見直し

○現状と課題

災害の種類や規模に応じて防災指令を発令し、職員をそれぞれの職場に配備

①気象庁において、警戒レベルに新たに「危険警報」が加わる等、防災気象情報の全国的な見直しを予定（令和8年度中に実施予定）

②神戸市における警報等の防災気象情報の発表単位を市域単位から行政区単位とすることについて気象庁と協議・調整中
（政令市では広島市のみ）



職員に対する防災指令
職員参集・動員方法
市民への避難情報の発令基準 の見直し

○取り組み内容

防災指令及び職員参集・動員方法、市民への避難情報の発令基準の見直し

- より最適な時期に最適な内容で市民に避難情報を発令できるようにする。
- 防災気象情報の発表内容が細分化されることにより、効率的・効果的な防災指令及び職員参集・動員方法を確立する。

○スケジュール

- ・基礎調査及び見直しの検討（令和7年度）
- ・運用開始（令和8年度中）

防災気象情報の全国的な見直し（警戒レベル相当情報の体系整理）

		洪水に関する情報 「洪水危険度」	大雨浸水に関する情報 「大雨危険度」※1	土砂災害に関する情報 「土砂災害危険度」	高潮に関する情報 「高潮危険度」
		氾濫による社会的影響大の 河川（洪水予報河川、水位 周知河川）の外水氾濫	内水氾濫及び左記以外の 河川の外水氾濫		
発表単位		河川ごと	基本的に市町村ごと	基本的に市町村ごと	沿岸ごと又は市町村 ごと※2
警戒 レベル 相当 情報※4	5 相当	レベル5 氾濫特別警報※3	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報※3
	4 相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
	3 相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
	2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報

2. 市職員退職者、外部人材等の効果的な活用

○現状と課題

- ・ 災害発生時には各フェーズに応じて避難所運営、物資の運搬、家屋被害認定調査、罹災証明書の発行、各種支援金の支給等、膨大な災害関連業務が発生する。
- ・ 通常業務の継続の必要もあり人員不足が生じる。
- ・ ボランティアニーズが多数発生
(被災家屋の後片付け、家財道具運搬、避難所運営、通訳等)

○取り組み内容

- ①災害時における外部からの応援受け入れ計画の内容を具体化
(業務ごとの必要人数、優先順位等)
- ②市職員退職者の災害対応にかかる事前登録制度を創設
 - 災害時、市職員としての採用(会計年度職員)
- ③人材派遣の活用や業務委託等について民間事業者と災害時の対応について検討
- ④ボランティア団体、中間支援組織、個人ボランティアと市の情報共有・連携、役割分担の調整・仕組みづくり

○スケジュール

- ・ 令和7年度～実施予定



3. 区の防災体制の強化

○現状と課題

①非常用電源の確保

- ・内閣府が推奨する確保時間「72時間」に満たない
2区役所（北神区役所・垂水区役所）において非常用電源の確保が必要

②訓練・研修

- ・震災を経験した職員が減少していく中、区役所を中心とした防災に携わる職員の実践的対応力の強化を図る必要がある。



○取り組み内容

①区災害対策本部（北神・垂水区）における非常用電源の確保

【北 神】令和7年度：設置工事

【垂水区】令和7年度：設計

令和8～9年度：設置工事

②各区災害対策本部の機能強化のための研修・訓練の計画的な実施

より実践的な研修・訓練を段階的に実施していくことにより、災害対応力の強化を図る。

令和7年度：区防災担当職員（管理職含む）の基礎研修

令和8年度～：ステップアップ研修

区災害対策本部開設・運営訓練の実施

4. 地域防災の取り組みへの効果的な支援

○防災福祉コミュニティ

- ・ 全小学校区域を対象として震災後結成
- ・ 様々な地域団体、事業者等により組織

<課題>

- ・ 構成員の高齢化、担い手不足
- ・ 団体ごとに活動状況や防災意識が異なる
(避難所開設・運営など)
- ・ 避難所開設・運営に係る市の関わり、支援が不足

○区の防災体制

<課題>

- ・ 限られた人員での地域防災への効果的な支援



危機管理室、地域協働局、区役所、消防局が連携し
防災福祉コミュニティの実情を把握し、効果的な支
援のあり方を検討する。

○取り組み内容

①防災福祉コミュニティへの支援体制の構築

(令和7年度)

- 避難所開設・運営：危機管理室、区
- 消火・救助・避難：消防局（従来どおり）

②担い手不足への対応

(令和7年度)

- 地域人材の掘り起こし（現役世代の参画等）
- 地元企業・事業所の参画
- 外部人材の活用（大学、NPO、ボランティア等）

③防災士資格の取得助成制度の導入

- 防災福祉コミュニティから推薦を受けた者の
防災士資格の取得について助成を行う。
- 長期にわたって避難所運営に携わっていただく。
- 令和7年度～：毎年50名想定

○今後の進め方

①防災福祉コミュニティの実情把握

192団体へのアンケート・個別ヒアリング実施
(令和7年3月～)

②有識者等による検討委員会（令和7年度）

検討委員会

学識経験者

地域住民

地元企業

NPO・ボランティア等

・検討項目

- ①防災福祉コミュニティの活動が弱い地域又は自治会空白地域等への効果的な支援方策
- ②地域防災力の持続性確保に向けた対策

③市の支援体制

各地域の事情に応じ、区を中心として関係する局室でチームを結成し、対応

○関係局室の例：危機管理室、地域協働局、消防局、福祉局、教育委員会 等

個々の事情に添った効果的な支援

➤避難所毎に個別対応

①防災福祉コミュニティの活動がしっかりしている場合

防災福祉コミュニティに対し、避難所開設・運営手順の簡素化及び継続性を高めるための支援を実施

- ・市避難所開設・運営マニュアルの簡素化、開設・運営手順シートの作成、キーボックス方式の導入、避難所開設キットの設置
- ・防災士資格取得支援
- ・避難所毎の開設・運営訓練の実施

②防災福祉コミュニティの活動が弱い又は自治会空白地域など活動する地域団体等がない場合

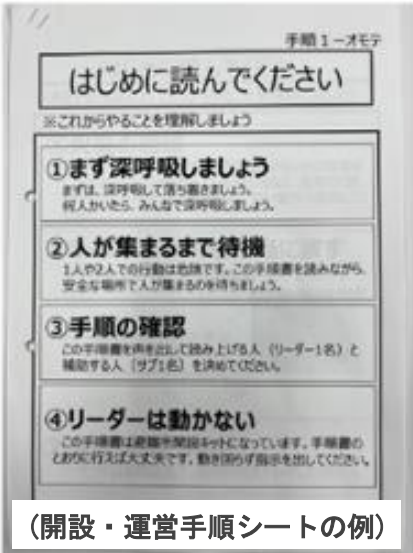
地域毎に事情を把握し、様々なステークホルダーの活用等、必要な支援方策を検討

- ・地域人材の掘り起こし(現役世代の参画等)
- ・地元企業、事業所の参画
- ・外部人材の活用(大学、NPO、ボランティア等)

5. 避難所の迅速な開設と円滑な運営

○現状と課題

- ・南海トラフ地震等が夜間・休日に発生した場合など、発災後速やかに市職員が避難所を開設できない場合に、地域において避難所を迅速に開設し円滑に運営できる仕組みが必要



(開設・運営手順シートの例)



(避難所開設キットの例)

○取り組み内容

①市避難所開設・運営マニュアルの簡素化と避難所ごとの開設・運営手順シート作成

(令和7年度)

- マニュアルを簡易で分かりやすく実用的なものに改定
- 誰でもスムーズに避難所開設・運営ができるよう、必要な作業をまとめた手順シートを作成

②避難所開設キットの設置

(令和7年度)

- 手順シート、案内サイン、必要な備品等を収納した市独自の避難所開設キットを市内避難所、全322か所に設置

③避難所キーボックス方式の導入

(令和7年度)

- 地域による迅速な避難所開設が可能に（鍵渡し不要）
- 市立施設280か所に導入

6. 避難所の良好な居住環境等の確保

○現 状

- ①間仕切りテント、簡易ベッドの備蓄
 - ・ 発災当初から配慮が必要な方（高齢者等）に使用いただく。各5,000基配備
(令和6年9月補正予算)

- ②非常用電源の確保（各小中学校等）
 - 小型ガス式発電機（平成26・27年度）
 - 非常用蓄電池（平成30～令和2年度）
 - 外部給電・神戸モデル（令和4・5年度）



非常用蓄電池

○取り組み内容

- ①南海トラフ地震を想定した間仕切りテント・簡易ベッドの確保 (令和7年度)

- 南海トラフを想定した被害想定、約15,000人分の現物備蓄を確保するため、1万基ずつ追加確保
- 令和7年度に資材確保し順次配備

- ②避難所の蓄電池・発電機の適切な維持管理

(令和7年度～)

- 耐用年数を考慮した更新計画により非常用蓄電池を更新設置
- 市立高等学校に小型ガス式発電機を新規配置(5台)

- ③温食の提供体制の検討・構築 (令和7年度)

- キッチンカー派遣、ホテル等との協定、炊き出し等の活用、先進事例等の調査

7. 避難者情報の効率的な把握と適切な対応

○現状と課題

- ・ 避難所ごとの手書きやExcel手入力等による避難者情報のアナログ管理であるため運用が非効率
- ・ 在宅・車中避難者への情報提供や支援物資の迅速な提供等が求められる

○取組み内容

- ①マイナンバーカード等を利用した避難者受付システムの実証実験を実施し、避難所への避難者、在宅・車中避難者等の迅速な情報把握、適切な情報や必要な物資の提供、健康管理等に有効活用できるか検証する。
- ②他の効果的な手法についても調査・研究する。

○スケジュール

- ・ 令和7年2月
- ・ 令和7年度～

実証訓練の実施
他手法の調査・研究
国動向等も踏まえながら
導入の可否を検討



マイナンバーカードを利用した
避難者受付システムのイメージ

8. 災害ケースマネジメントの仕組みの構築

○現状と課題

- ・被災者の主体的な自立、生活再建のプロセスを支援する仕組みとして「災害ケースマネジメント」に取り組んでいくことが求められており、全庁横断的に取り組んでいくための体制の構築が必要

<従来の手法>

支援メニューを用意し、本人申請に基づき当該支援を個別に提供
個別の状況に対応できず、本来支援が必要な方に届かない恐れ



<災害ケースマネジメント>

- ①被災者個々の被災状況や生活上の課題等をアウトリーチで把握
- ②弁護士やNPO等の民間の多様な主体と連携し、支援方針を検討
- ③課題解決に向けた継続的な支援（多様な主体による伴走型支援）
- ④被災者の自立・生活再建をマネジメント（継続的な支援）

○取り組み内容

①庁内連携体制の構築（令和7年度）

- 先進事例の調査、研究
- 市の基本方針、マニュアルの作成
- 平時の仕組みや取り組みが災害時にも活用できる災害を見据えたフェーズフリーな平常業務のあり方を検討

②外部団体とのネットワーク会議の構築

（令和7年度）

- 弁護士会やNPO団体、医療・福祉関係者、学識経験者等と一体となったネットワーク会議を立ち上げ、災害ケースマネジメントを推進する連携体制を構築

9. 市保健医療福祉調整本部による迅速かつ効果的な支援

○現状と課題

- ・大規模災害時の保健医療活動チームの派遣調整、活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行うものとして保健所に市保健医療調整本部を設置する仕組みを構築（令和6年度）
- ・これに福祉との連携を加え、保健医療福祉の総合調整を行っていく保健医療福祉調整本部としていくことが求められている。
（令和4年7月：国通知）



○取り組み内容

- ①市保健医療調整本部に福祉の視点を加え、令和7年度に市保健医療福祉調整本部としていくための検討・調整を進める。
- ②市災害対策本部（危機管理室）と市保健医療福祉調整本部（保健所）との連携強化を図り、保健・医療・福祉のさらなる連携強化による、効果的な被災者支援を実現する
 - ◆保健医療福祉活動のための実働マニュアルの整備
 - ◆関係団体等との連携のためのネットワーク構築
 - ◆発災時に迅速に対応できるための研修・訓練、活動に必要な物資の確保

被災者への保健医療活動から自立・生活再建までをサポート

医療支援 ⇒ 保健支援 ⇒ 福祉支援 ⇒ 生活再建支援

10. 災害時要援護者の整理と支援の一層の推進

○現状と課題

- ・ 災害時要援護者の対象範囲が他都市と比較して広く、約26万人となっている。
(65歳以上単身世帯、75歳以上のみ世帯など)
- ・ 要援護者の情報を要援護者支援団体へ提供する取り組み（共助の取り組み）を進めているが、全市域をカバーするには至っていない。
(現在90地区・団体へ提供)
- ・ 優先作成対象者に対する個別避難計画策定について一層の加速化が必要。
- ・ 災害時要援護者に対し、災害に関する情報保障が求められている。



○取り組み内容

① 災害時要援護者の適切な支援に向けたあり方の検討 (令和7年度)

- 有識者会議の開催
- 災害時要援護者の対象範囲、地域における公助のあり方、要援護者台帳の運用等について検討を行い、災害時における要援護者への適切な支援を実現する。

② スマートフォンを活用した音声ハザードマップの運用・機能拡充 (令和6年12月～)

- 音声ハザードマップ「ユニボイス」の運用開始
- 洪水ハザードマップについて本市計画規模の想定区域が表示できるよう機能拡充を行う。

11. 福祉避難所の機能強化

○現状と課題

- 福祉避難所（高齢者施設、地域福祉センター等）が災害時に機能するよう、非常用電源の確保、通信環境の整備を行う必要がある。
- 福祉避難所の開設運営訓練が現行 1 施設 1 回限り

<電源確保の状況>

- 基幹福祉避難所（特別養護老人ホーム等）に備蓄されているポータブル電源は、施設により種類・能力が異なる。
- その他の福祉避難所には、ポータブル電源は配備していない。



福祉避難所の開設・運営訓練



ポータブル電源

○取り組み内容

① 基幹福祉避難所に各施設共通の蓄電能力の高いポータブル電源を配備 (令和 7 年度)

(発災時には被害状況に応じて施設間で流用)

➤ 基幹福祉避難所 21施設

② 福祉避難所（地域福祉センター）に外部給電神戸モデルを順次導入 (令和 7 ～ 9 年度)

③ 基幹福祉避難所との連絡手段としての衛星通信回線の導入 (令和 7 年度)

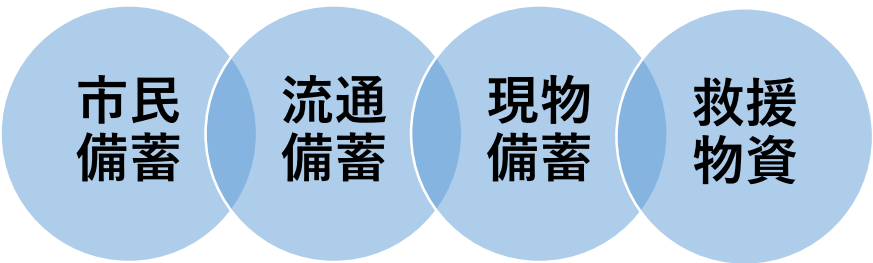
④ 福祉避難所開設訓練の継続実施に向けた助成 (令和 7 年度)

➤ 隔年で開設訓練を実施できるよう助成を拡充

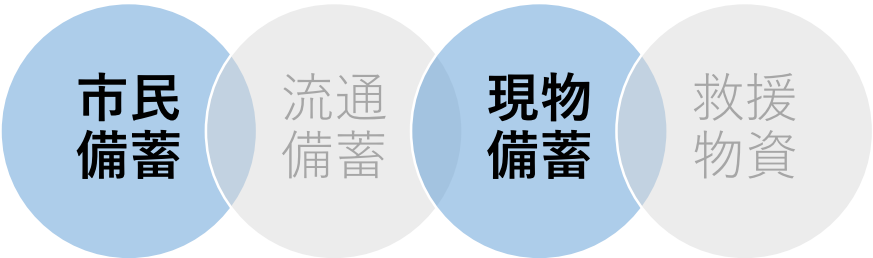
12. 神戸市備蓄計画の策定と備蓄物資の適切な維持管理

○現状と課題

- ・ 地域防災計画の基本方針（平成8年より）
 - 避難者20万人を想定
 - 総合的な備蓄体制（市民・流通・現物・救援物資）
- ・ 南海トラフ地震のような広域災害では、流通備蓄や救援物資が届かないことが想定される。
- ・ 現物備蓄の保管場所と適切な保管環境の確保



直下型地震：総合的な備蓄体制で対応



南海トラフ地震：市民備蓄と現物備蓄で対応

○取り組み内容

各被害想定を踏まえた全市備蓄計画の策定

- 国の被害想定見直し
 - 南海トラフ地震の被害想定（令和6年度末予定）
 - 近畿圏直下地震の被害想定（現在検討中）

- 各被害想定に合わせた現物備蓄の確保
- 適切な保管場所の確保
- 現物備蓄の維持管理、更新

備蓄物資整備検討会において検討していく

各被害想定に基づく備蓄物資体制の構築

市として備蓄計画を示し、市民備蓄の推進も図る

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| 令和7年度
令和8年度～ | 各被害想定を踏まえた備蓄計画策定
計画的な備蓄物資購入・管理 |
|-----------------|-----------------------------------|

13. 防災行政無線の高度化、防災・減災の先進事例等の調査・導入検討

先進事例・新たなテクノロジーを調査・研究し、神戸市防災の高度化を図る

(1) 防災行政無線

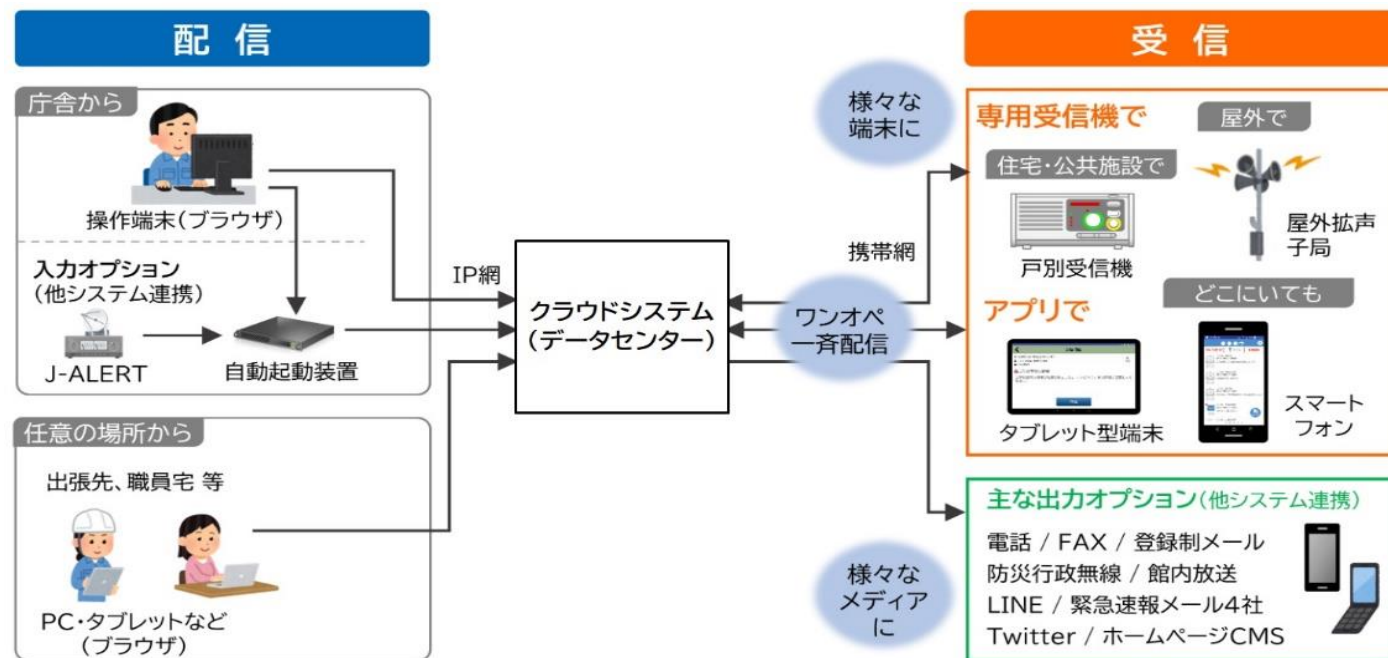
○現状と課題

- ・ 本局(1)・中継局(2)・屋外スピーカー(177)・戸別受信機(1,700)から構成
主として海岸部や河川部等に整備
- ・ 音声が届こえづらい。音声未到達地域の存在
- ・ 設備の老朽化に伴い維持管理費が増大

○取り組み内容

ICTを活用した新たな防災行政無線の調査・検討

- スマホ等への放送内容の伝達(音声・文字情報)
- 維持管理にかかる経費の削減



【新たな防災行政無線の一例(携帯電話網を活用した情報伝達システム)】

○スケジュール

- ・ 令和7年度：新たな防災行政無線の調査・検討、方針決定
- ・ 令和8年度：実施設計・工事着手

(2) より確実な通信インフラの確保

①災害時の保健医療における連絡体制の確保

- ・医療救護活動のため、本庁と各区、関係機関との確実な通信手段として衛星通信（スターリンク）を導入



スターリンク
可搬式通信
アンテナ



衛星通信(スターリンク)
実用化済

②災害時の通信途絶が発生した場合に備えて、職員間の通信手段の強化を検討

<スケジュール>

- ・令和7年度 ①医療救護活動等のための衛星通信（スターリンク）の導入、訓練の実施
- ②現行通信手段の強化と新たな通信手段の調査・検討



HAPS(成層圏プラットフォーム)
令和8年度運用開始予定(NTT)

(3) AI等デジタル技術の有効活用

LINEによる災害時の情報共有システム（神戸市災害掲示板）の運用

登録はこちら



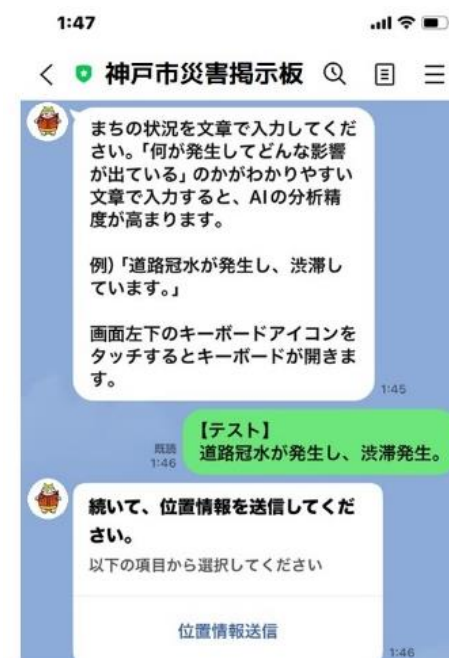
○神戸市災害掲示板

- ・ 令和6年12月正式運用開始
- ・ 身近な災害状況を簡単に投稿
- ・ 投稿された内容をAIが自動整理・集約
- ・ 迅速な災害情報の把握
- ・ 地図上で被害状況を可視化

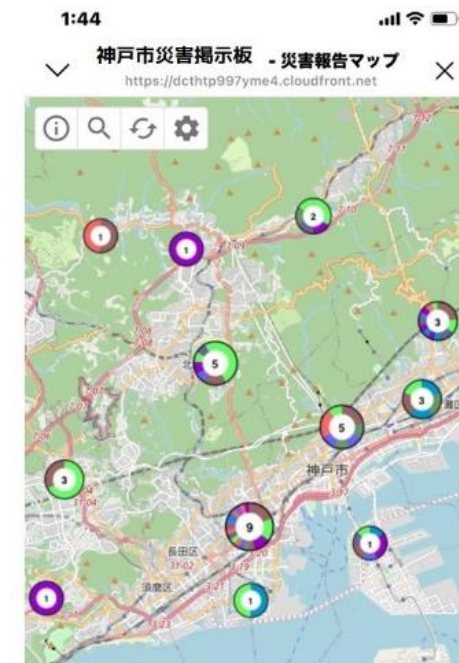
○今後の取り組み

- 各種イベントでの広報等によるユーザー数の確保
- 地域の防災訓練を通じて、認知・理解度の向上
- 神戸市公式LINEとの連携
- ユーザーのニーズにあった機能強化

- 投稿も簡単 -



- 確認も簡単 -



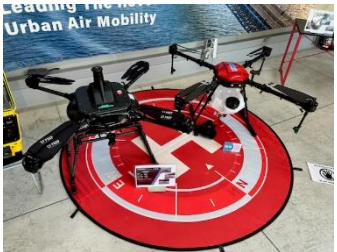
14. ドローンの効果的な活用

○現状と課題

- ・ 民間4事業者と災害時運用の協定を締結
- ・ 保有する各局室区が所管業務で各々活用中
 - 消防局＝火災時の情報収集、行方不明者の搜索等
 - 建設局・港湾局・環境局＝施設等の調査・点検等
 - 企画調整局・北神区役所＝広報用の空撮等
- ・ ドローン技術進歩のスピードが速い。



ドローンによる物資輸送



小型化高性能化するドローン



能登での本市派遣職員による空撮写真

○取り組み内容

災害時における機能的なドローン利活用等に関する実証訓練

- ・ ドローンを活用した実証訓練
 - 陸上輸送が困難な地域への物資輸送
 - 災害時の避難誘導（帰宅困難者対策等）

（参考：令和6年9月補正予算）

- ・ 災害時の役割分担及び運用ルール等を定めた庁内ガイドラインの整備
- ・ 他都市・企業等の先進事例、技術の調査及び導入検討

○スケジュール

- 令和7年4月～：庁内ガイドラインの運用開始
- 令和7年秋：実証訓練
- 令和8年度～：各種防災訓練での実動訓練

15. 新たな資機材の導入

①神戸市トイレカーの導入と適切な維持管理（令和7年度）

- ・避難所等において良好な生活環境の確保に寄与する
トイレカーを導入
- ・平時においては、防災訓練や防災教育、里山事業等のイベントにおいて活用
- ・本市からの他都市への災害時支援として派遣
（災害時のトイレカー活用に関する協定締結等）

②民間事業者との協定締結

- ・レスキューホテル活用協定（令和6年8月）
- ・ムービングハウス活用協定（令和6年8月）
- ・キャンピングカー活用協定（令和6年10月）
- ・トイレカー活用協定（令和6年度中予定）



南あわじ市トイレカー

機能（例：南あわじ市トイレカー）

- 便槽7個（男性用小便器1・大便器2、女性用大便器2、多機能大便器1、オストメイト1）
- 1回の給水（700ℓ）で約1,000回の使用が可能

令和 7 年度

女性部会（仮称）の設置・開催

- ・ 神戸市防災会議条例（第 7 条）に基づき、防災会議の女性委員を中心に構成する女性部会（仮称）を設置
- ・ 避難所運営、備蓄物資、職員の参集における環境整備等、特に女性視点について深く議論が必要な項目について検討

令和 7 年 秋頃

令和 7 年度防災会議（第 1 回）

- ・ 女性部会（仮称）の開催状況について
- ・ 本市防災の取組みについて

令和 8 年 2 月頃

令和 7 年度防災会議（第 2 回）

- ・ 令和 7 年度神戸市地域防災計画・水防計画の改定

令和7年度 総点検関連予算一覧（新規・拡充事業のみを抜粋）

防災指令等の発令基準検討	2,800 千円
北神・垂水区役所における非常用電源の確保	112,000 千円
各区災害対策本部の機能強化のための研修・訓練の計画的な実施	290 千円
防災士資格の取得助成制度の導入	3,500 千円
避難所開設キットの設置	32,200 千円
避難所キーボックス方式の導入	8,400 千円
南海トラフ地震を想定した間仕切りテント・簡易ベッドの確保	370,000 千円
避難所の蓄電池・発電機の適切な維持管理	28,830 千円
災害ケースマネジメント推進のための外部団体とのネットワーク会議の構築	1,600 千円
災害時要援護者の適切な支援に向けたあり方の検討	1,000 千円
スマートフォンを活用した音声ハザードマップの運用・機能拡充	3,355 千円
基幹福祉避難所に各施設共通の発電力の高いポータブル電源を配備	7,350 千円
福祉避難所（地域福祉センター）に外部給電神戸モデルを導入	14,000 千円
基幹福祉避難所との連絡手段としての衛星通信回線の導入	18,700 千円
福祉避難所開設訓練の継続実施に向けた助成	7,900 千円
ICTを活用した新たな防災行政無線の調査・検討	4,730 千円
災害時の保健医療における連絡体制の確保	9,760 千円
LINEによる災害時の情報共有システム（神戸市災害掲示板）の運用	4,158 千円
災害時における機能的なドローン利活用等に関する実証訓練	3,000 千円
神戸市トイレカーの導入と適切な維持管理	24,400 千円
計	657,973 千円

【危機管理室を危機管理局へ再編】

激甚化・頻発化する風水害や南海トラフ巨大地震等、様々な危機事象への対策を強化するとともに、市直営防犯カメラの増設等、防犯対策の一層の推進を図る。

被災しても元の生活へすみやかに戻れる、
対応力・復元力のある都市の実現



令和 6 年度神戸市地域防災計画・水防計画の改定

■ 主な内容

1. 「神戸市災害対策総点検」を踏まえた修正

(1) 避難所環境改善

高齢者、障害者等の配慮が必要な方が発災当初から使用できるよう、パーティション、簡易ベッドの追加配備に関する修正を行う。

(2) システム活用

LINE を活用した災害情報の共有や、視覚障害者向けにスマートフォンアプリを活用した音声ハザードマップや災害情報の提供など、新たなシステムの導入に関する修正を行う。

(3) 民間事業者との連携

災害時に、レスキューハウス、ムービングハウス、キャンピングカーを活用するため、新たな民間事業者との協定締結に関する修正を行う。

2. 神戸市における取り組みの進捗に応じた修正

(1) 神戸市地域災害救急医療マニュアルの改定（2024 年 3 月改定）

特に、医療救護活動が重要である発災直後から急性期まで（約 1 週間）の医療救護体制の構築に関して、本市に新たに神戸市保健医療調整本部を設置し、また、区役所、災害対応病院（本改定で各区に設置）や医師会を始めとする関係機関の役割・対応を定めるなどの改定について、必要な修正を行う。

(2) 神戸市ライフパートナー制度運用開始

2023 年 12 月神戸市ライフパートナー制度、および 2024 年 4 月兵庫県パートナーシップ制度の運用開始に基づき、災害時における多様性に配慮した取り組みについて、必要な修正を行う。

(3) 災害対策本部の立ち上げ

災害発生直後の初動期における災害対策本部の立ち上げについて、2025 年 1 月に実施した全市総合防災訓練の結果を受け、必要な修正を行う。

3. 法改正や国・県の動きを受けた修正

・ 緊急通行車両確認標章等の事前交付

2023 年 9 月に災害対策基本法施行令の改正、および 2024 年 6 月の国の防災基本計画および、12 月の兵庫県地域防災計画の修正に基づき、災害応急対策に従事する指定行政機関等の車両は、災害発生前でも緊急通行車両の確認を受け、標章と緊急通行車両確認証明書の事前交付を受けられる旨の修正を行う。

4. 関係機関の事務に係る修正

上記のほか、地域防災計画に関係する機関（防災会議の委員が属する機関）がその分掌事務について行う防災体制の拡充や時点修正、その他の修正を行う。

5. 協定の締結

- (1) 災害時におけるレンタル機材及び資材の提供に関する協定
(令和6年3月27日 株式会社ユニオンアルファ)
- (2) 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定
(令和6年3月29日 社会福祉法人芳友)
- (3) 神戸市災害対応病院に関する協定
(令和6年4月1日 公益財団法人甲南会甲南医療センター)
(令和6年4月1日 医療法人若葉会)
(令和6年4月1日 独立行政法人労働者健康安全機構神戸労災病院)
(令和6年4月1日 社会医療法人神鋼記念会神鋼記念病院)
(令和6年4月1日 医療法人川崎病院)
(令和6年4月1日 独立行政法人地域医療機能推進機構神戸中央病院)
(令和6年4月1日 社会福祉法人恩賜財団済生会兵庫県病院)
(令和6年4月1日 独立行政法人国立病院機構神戸医療センター)
(令和6年4月1日 公益財団法人日本海員救済会神戸救済会病院)
(令和6年4月1日 地方独立行政法人神戸市民病院機構)
- (4) 災害時における医療連携のためのWEB会議運用への協力に関する協定
(令和6年4月1日 ZVC JAPAN 株式会社)
- (5) 災害時における板硝子設備等の応急復旧作業に関する協定
(令和6年4月23日 兵庫県板硝子商工業協同組合)
- (6) 災害時における支援活動に関する協定
(令和6年5月22日 セーバー技研株式会社)
- (7) 災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書
(令和6年5月30日 兵庫県司法書士会)
- (8) 災害時における物資の供給及び施設の提供等に関する協定
(令和6年8月19日 イケア・ジャパン株式会社)
- (9) 災害時におけるコンテナモジュールの提供に関する協定
(令和6年8月30日 株式会社デベロップ)
- (10) 災害時におけるムービングハウスの活用に関する協定
(令和6年8月30日 一般社団法人ムービングハウス協会)
- (11) 災害時における物資輸送及び集積・配送拠点運営等の協力に関する協定
(令和6年9月20日 アート引越センター株式会社)
- (12) 災害時におけるキャンピングカーの活用に関する協定
(令和6年10月2日 キャンピングカー株式会社)

■ 地区防災計画の地域防災計画への規定（報告）

防災福祉コミュニティ等が作成した防災活動に関する計画については、防災会議会長の専決処分により、災害対策基本法に基づく地区防災計画として、地域防災計画に定めることができることとしている。専決処分を行ったときは、防災会議での報告が必要なことから、前回防災会議（2024年2月）以降の地区防災計画規定状況について報告する。

- ・ 小部東地区地域おたすけガイド（2024年3月）
- ・ 大原・桂木防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド（2024年3月）
- ・ 八多防災福祉コミュニティ「地域おたすけガイド」（2024年4月）
- ・ 藤原台地区防災福祉コミュニティ「地域おたすけガイド」（2024年4月）
- ・ 道場町防災福祉コミュニティ「地域おたすけガイド」（2024年4月）
- ・ 北神星和台防災福祉コミュニティ「地域おたすけガイド」（2024年4月）
- ・ 北五葉ふれあいのまちづくり協議会（防災部）地域おたすけガイド（2024年4月）
- ・ 魚崎町防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド（2024年9月）
- ・ 本山第一小学校区防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド（2024年10月）
- ・ 本山南小学校区防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド（2024年11月）